

岐阜県公報

号外(五) 平成二十一年四月一日

目 次

訓 令 甲

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令

(行政改革課)

一
ページ

岐阜県訓令甲第十二号

各現地機関
中一般

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務合理化対策委員会規程(昭和三十一年岐阜県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

別表中「産業労働観光部産業政策課長」を「商工労働部商工政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年四月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんごあ十三
一 岐 阜 文 芸 社